

町外から  
転入した方

# 賃貸住宅の 家賃助成します！

## 交付対象世帯

- ①町内の民間賃貸住宅に入居（転入）した世帯
- ②転入日以前、1年以上町外に住所を有していた世帯
- ③町税等を滞納していないこと

転入日から翌月  
末までに書類の  
申請が必要です

※単身世帯、世帯主が公務員、入居者が  
オーナーの2親等以内の親族や従業員の  
場合は対象外



## 奨励金交付額

- 家賃月額(手当等控除後)の2分の1で上限1万円  
(千円未満切捨て)
- 加算額・・・15歳以下の人がいる場合、1名5千円を加算
- 加算後の金額が支払った家賃の額を上回る場合、家賃  
の額を奨励金の金額とする

## 交付期間・交付回数

- 最大24か月分を交付します
- 年2回に分けて交付します  
(4月～9月分は10月頃、10月～翌年3月分は4月頃交付予定)

# 奨励金交付額

## 交付申請

転入日の翌月末までに必要書類を提出ください。

必要書類

- ①交付申請書
- ②当該民間賃貸住宅の賃貸契約書の写し
- ③世帯全員の住民票の写し
- ④家賃に係る手当等の受給が確認できる書類
- ⑤個人情報の調査及び確認の承諾書
- ⑥市町村が発行する納税(完納)証明書
- ⑦その他町長が必要と認める書類

## 交付決定

申請書を審査し交付・不交付を決定

## 奨励金の請求

下記期間に交付請求を提出する

- ①4月分から9月分の奨励金 →9月1日～9月30日
  - ②10月分から翌年3月分の奨励金 →3月1日～3月31日
- 必要書類・・・①交付請求書②家賃支払いを証明できる書類

## 奨励金の交付

請求に基づき指定口座に振込み

## 町内の賃貸住宅情報を 町公式ホームページに掲載しています

町公式ホームページ「TOP」

⇒「こんな時 こんな手続き」の「・引っ越し・住まい」

⇒「住宅・土地情報」

⇒民間賃貸情報、空地空き家情報でご覧いただけます。

※一覧表で所在地、物件情報、所有者の連絡先などを見ることが出来ます。

※お話し合いに町は関与できませんので、当事者同士で行っていただきます。

### 【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課移住定住促進係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地  
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116 E-mail:machi3@town.shimizu.hokkaido.jp